

令和6年度空き家を活用した新しいまちづくりによる関係人口創出事業委託に係る公募要領

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名
令和6年度空き家を活用した新しいまちづくりによる関係人口創出事業
- (2) 業務内容
別紙「仕様書(案)」のとおり
- (3) 提案限度額
金1,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (4) 契約期間
契約締結日から令和7年2月28日(金)まで

2 応募資格

当プロポーザルに応募できる者は、当該事業を的確に遂行する能力を有する民間団体等であり、次の(1)から(6)までの全ての要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続きを行っている者でないこと。
- (4) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員の統制下にある者ではないこと。

3 スケジュール

項目	日程
公募要領等に関する質問締切	令和6年9月4日(水)
質問への回答	令和6年9月5日(木)
応募表明締切	令和6年9月9日(月)
企画提案書類提出締切	令和6年9月19日(木) 必着
選定結果の通知	書類審査後、速やかに実施

4 質問

プロポーザル応募に当たって質問事項がある場合は、質問票（様式 8）を提出してください。なお、口頭による質問は受け付けません。

- (1) 受付期限 令和 6 年 9 月 4 日（水）
- (2) 受付曜日 月曜から金曜まで
- (3) 受付時間 9 時から 17 時 45 分まで
- (4) 受付場所 和歌山県地域振興部地域政策局地域振興課（県庁本館 4 階）
和歌山県和歌山市小松原通 1 - 1
メール：e1001001@pref.wakayama.lg.jp
電話：073-441-2930

(5) 提出方法

メールにより上記の受付期限及び受付時間内必着にて提出してください。なお、受領確認を地域振興課あてに電話にて行ってください。

(6) 回答

質問に対する回答は、令和 6 年 9 月 5 日（木）に和歌山県地域振興課ホームページ内にて公開します。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/022200/index.html>)

なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げるおそれがあるので受け付けません。

5 プロポーザルへの応募表明

本プロポーザルへ応募する場合は、プロポーザル応募表明書（様式 9）を提出してください。

- (1) 提出期限 令和 6 年 9 月 9 日（月）
- (2) 提出曜日 月曜から金曜まで
- (3) 提出時間 9 時から 17 時 45 分まで（最終日は 17 時 00 分まで）
- (4) 提出場所 和歌山県地域振興部地域政策局地域振興課（県庁本館 4 階）
和歌山県和歌山市小松原通 1 - 1
メール：e1001001@pref.wakayama.lg.jp
電話：073-441-2930

(5) 提出方法

メールにより上記の提出期限及び提出時間内必着にて提出してください。なお、受領確認を地域振興課あてに電話にて行ってください。

(6) その他

応募表明後、辞退する場合はプロポーザル応募辞退届（様式 10）を上記 5（4）あてに提出してください。（提出方法は上記 5（5）と同じ）

6 企画提案書類等の提出

(1) 企画提案書類

次に掲げる書類を提出してください。ただし、企画提案書類の提出日において、「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱」第3条に定める入札参加資格を有する者は、書類⑤～⑪の提出を省略することができます。なお、各書類の説明については、提出書類一覧（別紙1）を参照し、様式の指定があるものは必ず作成の上、提出してください。

- ① 応募申請書（様式1）・・・1部
- ② 応募資格に反しない旨の宣誓書（様式2）・・・1部
- ③ 企画提案書（様式3）・・・正1部、副（写し）4部
- ④ 見積書（様式4）・・・正1部、副（写し）4部
- ⑤ 団体の概要に関する調書（様式5）・・・1部
- ⑥ 役員等に関する調書（様式6）・・・1部
- ⑦ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又はこれらに準ずる書類・・・1部
- ⑧ 登記事項証明書・・・1部
- ⑨ 印鑑証明・・・1部
- ⑩ 国税に未納の税額がないことの証明書・・・1部
- ⑪ 都道府県税（法人又は個人事業税、法人県民税、自動車税等）に未納がないことの証明書・・・1部
- ⑫ 提出書類のうち該当のないものについての申立書（様式7）・・・1部

ただし、県が必要と認める場合は、追加資料を求める場合があります。

(2) 提出期限 令和6年9月19日（木）必着

(3) 提出曜日 月曜から金曜まで

(4) 提出時間 9時から17時45分まで（最終日は17時00分まで）

(5) 提出場所 和歌山県地域振興部地域政策局地域振興課（県庁本館4階）

和歌山県和歌山市小松原通1-1

電話：073-441-2930

(6) 提出方法

地域振興課まで持参、郵送により上記の提出期限及び提出時間内必着にて提出してください。なお、郵送により提出した場合は、受領確認を地域振興課あてに電話にて行ってください。

7 参加に際しての注意事項

(1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ② 他の応募者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合

- ③ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- ⑤ 公募要領に違反すると認められる場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効となります。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 1 (3) 提案限度額を超えた見積額を提示した場合

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

(4) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできません。

(5) 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

(6) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(7) 費用負担

提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

(8) その他

- ・参加者は、応募申請書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
- ・書類作成において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

8 見積書作成に当たっての注意事項

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

9 委託事業者の選定及び評価方法

県が別に定める委員により組織された「和歌山県地域振興部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が、(2) 審

査項目及び評価項目に基づき選定を行います。審査方法は以下のとおりとします。

(1) 書類審査

企画提案書及び見積書について、競争性・透明性の確保に充分配慮しながら書類による審査・評価を行い、最も評価の高い者を委託候補者として選定します。

(2) 審査項目及び評価内容

提案のあった事業内容について、別紙2の審査項目及び審査事項（予定）の項目に基づき数値で評価し、契約候補者を選定します。

(3) 委託候補者の決定

- ① 選定委員が提出書類により審査・評価・採点し、満点の6割以上である企画提案を行ったもののうち、最高評価点の提案者1者を委託候補者とします。
- ② 最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の最も安価な提案者を委託候補者とします。
- ③ 応募者が1者のみの場合、審査結果において各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上に達していれば、当該提案者を委託候補者とします。基準点に満たないときは、再度公募します。
- ④ 審査員の1人以上が「1点（たいへん劣っている）」の評価をした審査項目があった場合は、原則、選定の対象としません。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、書類審査終了後、速やかに文書にて通知するとともに、以下の内容を和歌山県地域振興課ホームページ内にて公表します。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/022200/index.html>)

- ① 委託候補者の名称及び評価点
- ② 次点以下の者の評価点（提案者は公表しない）

10 委託契約について

書類審査で選定された委託候補者と条件等について協議の上、委託業務仕様書案の内容を確定し契約を締結します。協議が整わなかった場合、もしくは委託候補者が契約を辞退した場合には、評価得点が次点の者と協議することとします。

また、企画提案の内容については、委託候補者の提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、県との協議により適宜変更を求めることがあります。

11 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができません。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

(2) 個人情報保護

委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱に十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(3) 守秘義務

委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

(4) 財産権の取扱

事業の実施により生じた著作権、特許権等の知的財産権は、県に帰属することになります。

1 2 担当及び問い合わせ先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

和歌山県地域振興部地域政策局地域振興課（担当：大橋、山本）

TEL：073-441-2930

FAX：073-441-2377

E-mail：e1001001@pref.wakayama.lg.jp